



## J Uナビ 利用細則

株式会社  コーポレーション

# J Uナビ利用細則

## 第1章 総 則

### 第1条 目的と定義

- 1 この利用細則は、J Uナビ運営規程（以下、「運営規程」という）第24条の規定に基づき、J Uナビ会員によるJ Uナビの運用上の細目を定めることを目的とする。
- 2 この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

### 第2条 J Uナビへの加入手続

J Uナビへの加入手続は、J Uナビに参加しようとする者が所属組合等を通じてJ UCに対しJ Uナビ参加申込書、運営規程等を遵守する旨の誓約書および口座振替依頼書（以下、「申込書等」という）を提出し、J UCがこれを受理、承認することにより完了する。

### 第3条 会員IDおよびパスワードの管理

- 1 J UCは、J Uナビへの加入を承認した会員に対し、原則として当該会員の所属する組合を通じて、本人に交付する方法で、会員IDおよびパスワードを付与する。
- 2 J Uナビ会員は、J UCから付与された会員IDおよびパスワードを他に漏洩してはならない。
- 3 J UCは、J Uナビ会員の手元から会員IDおよびパスワードが漏洩したことによる（理由の如何を問わない）被害に対し一切責任を負わない。
- 4 J UCは、J Uナビ会員が会員資格を喪失したときは、当該会員に通知することなく直ちに会員IDおよびパスワードの登録を抹消する方法でJ Uナビへの参加を停止することができる。

## 第2章 利用料金・落札料・会費

### 第4条 J Uリアルの落札料等

- 1 J Uナビ会員は、J Uリアルで車両を落札した場合、参加会場に対して落札料を支払わなくてはならない。
- 2 前項の落札料の額は次のとおりとする。

| 料金タイプ | リアル落札料    |
|-------|-----------|
| ベーシック | 15,000円／台 |

|         |           |
|---------|-----------|
| ワイドリアルA | 13,500円／台 |
| ワイドリアルB | 9,500円／台  |

(消費税別)

※企業系会場、メーカー系会場へのリアル落札料に関しては、別途定めるものとする。

## 第5条 J U入札の利用料金と落札料

- J Uナビ会員は、J U入札で車両を落札したときは、次のようにして入札料、落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。

### ① 入札料：

入札する出品車両1台ごとにJUCに対して支払を要するものとし、入札を取り消した場合でも支払を免除されない。ただし、出品情報が訂正されてシステム上で入札が取り消されたときは、入札料の支払は免除される。

入札料の支払は、JUCが契約する金融機関によりネット会員より届出のあった口座からの振替による方法で、毎月決済される。

### ② 落札料：

車両を落札した場合に参加会場に対して支払うものとし、参加会場が落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

### ③ JUCがあっせんする陸送手配・物品販売：

上記①と同様の方法により振替決済される。

- 前項の入札料および落札料の額は次のとおりとする。

| 手数料の種類 | 金 額                  |
|--------|----------------------|
| 入 札 料  | 400円／台（消費税込）         |
| 落 札 料  | 15,000円／台（一部除く・消費税別） |

## 第6条 即落サポートの落札料等

- J Uナビ会員は、即落サポートによって車両を落札したときは、参加会場に対して落札料を支払わなくてはならない。
- 前項の落札料の額は、落札1台につき15,000円（一部除く・消費税別）とする。

## 第7条 J Uテントリの落札料等

- J Uナビ会員は、J Uテントリによって車両を落札したときは、JUCに対して落札料を支払わなくてはならない。
- 前項の落札料の額は、落札1台につき15,000円（一部除く・消費税別）とする。

## 第8条 落札者の責に帰すべき解約の場合

J Uナビ会員は、J Uリアル、J U入札、即落サポート、J Uテントリによる車両の落札が自己の責に帰すべき事由によって解約となったときは、参加会場またはJ U

Cが定める解約料を参加会場またはJUCに対して支払わなくてはならない。

## 第9条 JUNAナビ会費

- 1 JUNAナビ会員は、JUCに対し、JUNAナビ会費を支払わなくてはならない。
- 2 JUNAナビ会費の額は次のとおりとし、会費の支払は、JUCが契約する金融機関によりネット会員より届出のあった口座からの振替による方法で、毎月決済される。

| 料金タイプ   | 月額会費                       |
|---------|----------------------------|
| ベーシック   | 無料                         |
| ワイドリアルA | 落札がある月／無料<br>落札がない月／2,500円 |
| ワイドリアルB | 7,500円                     |

(消費税別)

## 第10条 出品者側の負担

- 1 JURIアルおよびJU入札における出品者の負担については、中商連規約および会場規約に定めるところによる。
- 2 JUテントリにおける出品者の負担は下記のとおりとする。
  - ① 成約料：  
1台当たり15,000円（消費税別）とする。
  - ② 解約料（出品者の理由による解約）：  
解約料は50,000円+成約料+落札料+JUCが認める諸経費とし、出品者等が支払う。
  - ③ 代行入力料：  
掲載希望店は、自組合に対しJUテントリ代行入力を依頼することが出来る。代行入力料は、別途各組合にて定めるものとする。
- 3 JUCの理由による解約の場合、原則として、JUCからの解約料支払はない。

## 第11条 額の改定

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条および第10条の落札料、解約料、会費、その他の額を適宜改正することができる。

## 第12条 改正

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、この利用細則を適宜改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容をネット会員に通知する。

### 第13条 附則

この利用細則は、平成23年7月3日より施行され、平成24年1月5日より一部改正を経て、平成25年6月1日に全面改訂された。

平成27年5月8日 一部改定

令和2年10月5日 一部改訂

令和7年6月1日 一部表現を修正（内容の変更は無し）

以上